

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

1 趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 14 条第 1 項では、行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行うこととされており、この規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号。以下「施行令」という。）第 9 条では、開示の実施の方法について、行政文書の種別ごとに具体的に規定している。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、フロッピーディスク等の旧式の媒体に関する規定がデジタル化の妨げとなる状況を一掃し、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、「磁気ディスク」等記録媒体を指定する法令等について、令和 5 年中に必要な法令改正を実施することとされたところ、行政文書の開示の実施の方法について、情報通信技術の進展に対応した合理化を図るため、開示の実施の方法の見直し（削除及び追加）を行う。

2 概要

（1）開示の実施の方法の削除

上記趣旨のとおり、「フレキシブルディスクカートリッジ」（いわゆるフロッピーディスク）について、以下の規定における「フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付」を削除する。

＜文書又は図画＞ 施行令第 9 条第 2 項第 1 号ハ、別表一の項

＜電磁的記録＞ 施行令第 9 条第 3 項第 3 号ホ、別表七の項

（2）新たな開示の実施方法の追加

情報通信技術の進展を踏まえ、電磁的記録（うち、光ディスク等に複写できない特性を持つもの）の開示の実施方法に関し、「電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法」を追加する。（施行令第 9 条第 3 項第 4 号イ）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日